

福岡都市計画地区計画の決定
(福岡市決定)

都市計画博多駅前一丁目地区地区計画を次のように決定する。

名称	博多駅前一丁目地区地区計画
位置	福岡市博多区博多駅前一丁目の一部
面積	約 2.5 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>・都心の博多駅地区は、九州の陸の玄関口であるJR博多駅を核として、銀行・オフィス・ホテル等の業務施設が高度に集積した業務ゾーンが形成されており、今後、地下鉄1号線の福岡空港延伸に伴い、一層利便性が高まることが予想される。</p> <p>また、21世紀に向けた都心機能の強化や、福岡市の玄関口にふさわしい都市景観の創造など、一層の都心機能の集積を図る必要がある。</p> <p>当地区は、JR博多駅から至近距離に位置し、行政サービス施設やホテル並びに中小の店舗や共同住宅が混在した地区であり、健全な土地の高度利用を図る必要がある地区である。</p> <p>このため、狭小敷地の共同化等を誘導することにより土地の高度利用を促進し、良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>都心に位置する立地特性を生かし、狭小敷地の共同化等による土地の高度利用と、適正な都心機能の集積を図る。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>土地の合理的かつ健全な高度利用と狭小敷地の共同化の促進を図るため、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度を定める。</p>

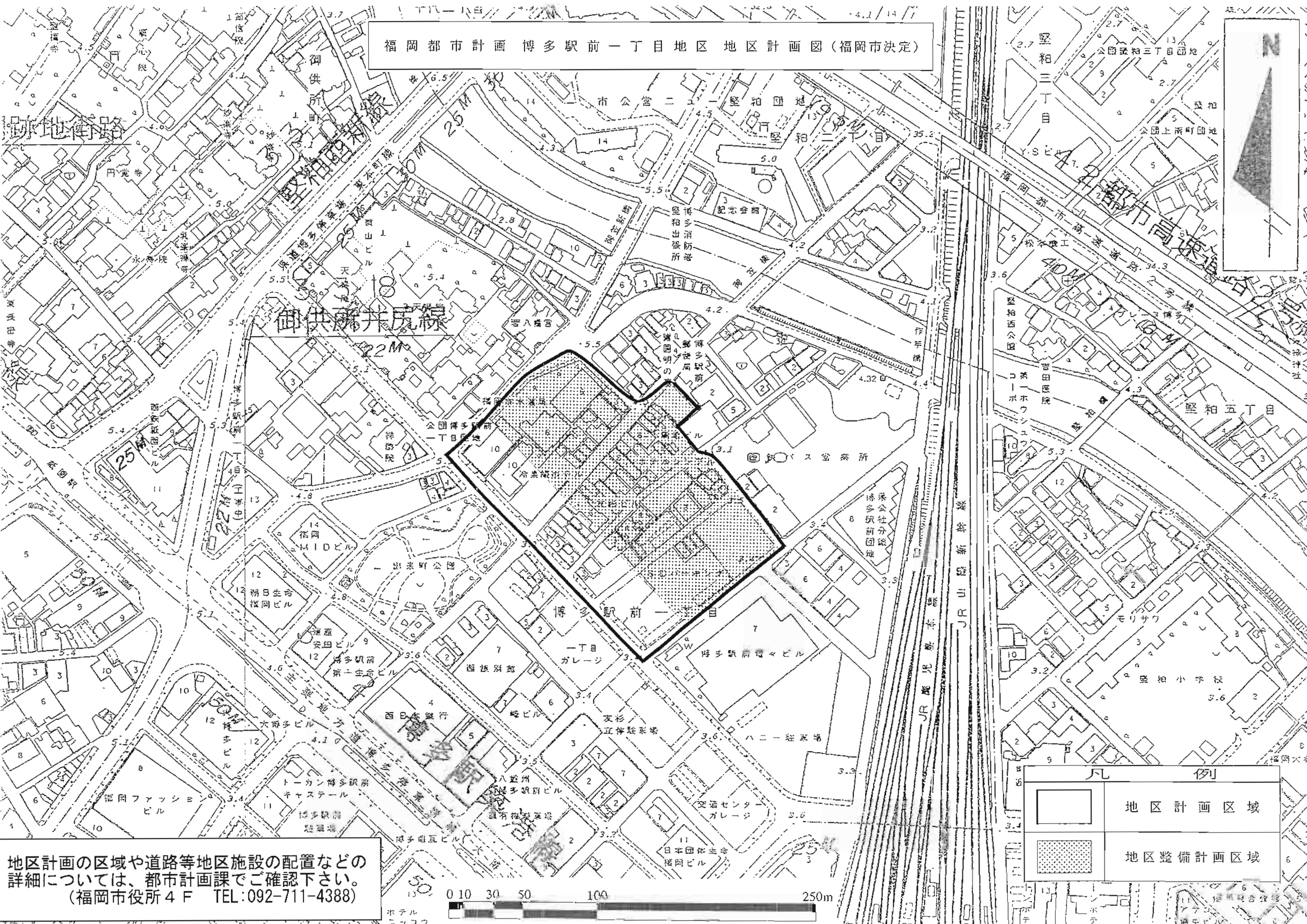
地	面積	約 1.8 ha
区	建築物等に関する事項	敷地面積が200㎡未満の建築物にあっては、10分の40とする。
整備計画		

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

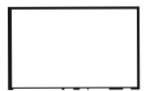

理由

当地区は、JR博多駅の至近に位置する商業・業務・共同住宅等の混在地区であり、今後、高度な土地利用を図る必要がある。このため、今後予想される開発等を計画的かつ適正に誘導し、狭小敷地の共同化による良好な市街地形成を行うことを目的として、本案のとおり決定するものである。

福岡都市計画 博多駅前一丁目地区 地区計画図 (福岡市決定)



地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの
 詳細については、都市計画課でご確認下さい。
 (福岡市役所 4F TEL:092-711-4388)

凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域

